新型コロナウイルス (ジャマイカ国内の制限措置の延長と新たな感染者情報)

16日、ジャマイカ首相府は当地における、新型コロナウイルス感染拡大防止措置の延長について発表しました。

発表された措置は以下のとおりです。

1 夜間外出禁止令

午後9時から午前5時までの夜間外出禁止令 12月1日午前5時まで継続

- 2 タクシー乗車定員(最大定員より1名減、また窓を開放しエアコンはオフにしなければならない)
- 3 入国に関わるプロトコルは継続(事前検査や検疫等)
- 4 公共での集まりは15名まで
- 5 葬儀、パーティーの禁止(埋葬は許可されるが15名まで)
- 6 教会や宗教サービスはプロトコルを遵守して運営されれば継続(ただし礼拝所の外では15人を超えて集まってはならない)
- 7 病院、診療所、老人ホームの規制
- 8 65才以上の人の自宅待機(生活のための外出は1日1回は可)
- ※2~8は11月30日まで継続
- 9 公共の場でのマスクの着用(鼻と口を覆うもの) 無期限

また、16日における当地の新型コロナウイルス感染者は30名です。

ジャマイカ国内での感染者は合計9959名、うち死亡者231名、治癒者5338名となります。

感染者の概要は以下のとおりです

- 1 7才から89才の、男性13名、女性17名
- 2 ハノーバー県7名、マンチェスター県1名、セントキャサリン県4名、セントエリザベス県1名、セントジェームズ県8名、トレローニー県6名、ウェストモアランド県3名
- 3 外国からの渡航者1名、これまでの感染者との接触者1名、調査中28名

引き続き感染予防対策をとるとともに、今後の関連情報にご留意ください。

ジャマイカ保健省

https://www.moh.gov.jm/

当館ホームページ

https://www.jamaica.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\_00001.html

(新型コロナウイルスに関する Q&A)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/dengue\_fever\_qa\_00 001.html

WHO

https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/

PAH0

https://www.paho.org/en/topics/coronavirus-infections/coronavirus-disease-covid-19

11月17日

在ジャマイカ日本大使館

Embassy of Japan in Jamaica

NCB Towers, North Tower, 6th Floor, 2 Oxford Rd, Kingston 5

tel:1(876)929-3338/9 fax:1(876)968-1373 http://www.jamaica.emb-japan.go.jp/

(緊急時: \*FM radio: 87.9Mhz)